

# 第1回住環境整備審議会 会 議 録

令和2年5月18日から同年6月22日まで

(書面通知会議)

尼崎市住環境整備審議会

## 1 開催期間

令和2年5月18日（月）から同年6月22日（月）まで

## 2 開催方法

書面通知会議（新型コロナウイルスの影響による緊急事態宣言及び外出自粛要請が出ており、電子メール、ファクシミリ等を利用した書面通知による会議とすることについて委員全員の賛成があったため。）

## 3 出席委員

学識経験者	赤澤 宏樹	岡 絵理子	川口 丹子	曾和 俊文	吉田 哲
市議会議員	東浦 小夜子	別府 建一	徳田 稔	武原 正二	
市民代表	水野 佐和子	植田 アツ子	内海 ありさ		
産業界代表	片谷 勉	久木元 悦子			以上 14名

## 4 事務局出席者

副市長	森山 敏夫
都市整備局長	田尻 和行
都市整備局次長	竹原 努
都市計画部長	柴田 俊樹
開発指導課長	中村 直之
開発指導課係長	岩本 誠一

## 5 傍聴者 なし（書面通知会議のため）

## 6 審議会の会議の経過

### (1) 開会

令和2年5月8日付けで、事務局から各委員に事前に送付した開催通知での出欠確認に対し、全員から出席（参加）の回答があり、開会宣言及び定足数に達している旨の報告があった。

### (2) 会長及び副会長の選任

会長の選任について、6名の委員から会長に岡委員をとの推薦があったことについて、各委員に意見を確認したところ、全員から「異議なし」との回答を得たため、会長は岡委員に決定した。続いて、副会長の選任について、岡会長から副会長に曾和委員をとの推薦があったことについて、各委員に意見を確認したところ、全員から「異議なし」との回答を得たため、副会長は曾和委員に決定した。

### (3) 会議録署名委員の指名

事務局より、会議録署名委員に水野委員及び久木元委員を指名した。

### (4) 審議

・審議事項

(継続審議)

簡易宿所が開設されやすくなるためのいわゆるラブパチ条例の一部改正について

パブリックコメントについては、令和2年4月7日(火)から同月27日(月)までの間で意見募集を行ったが、意見はなかった。審議内容は、7のとおり。

(5) 答申案に対する賛否

審議後、事務局から修正した答申(案)が委員へ送付され、それに対し全委員から賛成を得た。

(6) 閉会

事務局から各委員に対し、令和2年6月22日付けで閉会宣言がなされ、審議会の会議は終了した。

## 7 審議内容

(質疑等の要旨)

委員 : 簡易宿所ができる場合も、地域が制限されているということではないか。

事務局 : 令和元年11月5日に開催した第6回審議会で配布した「よくある質問 Q9 建築基準法上、各用途地域のうち宿泊施設の建築が可能な区域はどこか」に記載のとおり、建築基準法別表第2の規定により、都市計画法上の用途地域のうち旅館又はホテル(簡易宿所を含む。)の建築が可能な区域は、第1種住居地域(延べ面積が3,000平方メートル以下のものに限る。)、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、田園地域及び準工業地域となる。なお、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域には建築できない。

委員 : 答申案6ページ積極的要件の2つ目、目隠しその他外部から見えにくくする設備がある場合については、審議会途中でも一度触れたが、あまり厳しいとごく普通の高級ホテルがこれに抵触することが増えると予想する。京都に幾つかこのようなホテルがあると思うがどのような点でこれらとそうでないホテルを分けるかがこの文章ではわかりにくいと思う。案件ごとに審議とすると判断基準が曖昧になるので、案件を判断するごとにその基準を明示していくのがいいと思う。

事務局 : 玄関前の「目隠し」については、現在市の方では、地盤、門柱等に固定された壁のようなもので、それによって外部から玄関自体が全く見えない状態になり、客が施設に進入し、又は施設外に退出するときはその目隠しを避けるような感じで脇の隙間のような出入口から出入りするといったものを想定している。旅館の敷地出入口に掲げられている「のれん」のようなもので、奥の玄関が見えなくなっているものがあるが、これは、めくったり、隙間を空ければ見えるため、この要件に適合しないものと考えている。実際には、①大きさ(外部から完全に玄関が見えなくなっているか)、②材質、③機能(玄関を隠す目的か、それとも装飾的なものか)等から判断していくことになると思う。指摘のとおり、恣意的にならないよう、客観的な運用基準を定める予定である。

委員：答申案6ページ(4)の積極的要件の追加について、積極的要件の追加の理由として、「宿泊施設等の外観は、付近を通行する児童等、まちのイメージ及び雰囲気等に影響を及ぼすものであるから…」としているため、積極的要件を追加するのは、上記理由のためと読み取れる。確かに、上記理由のために、積極的要件を設けることは条例第1条の目的に沿うものであり必要であると考えられる。しかし、上記理由のためだけであるならば、外観からはわからない部分であるフロントの状況や、料金徴収の方法及び場所等についての要件を設ける意味が明確ではないと思われる。積極的要件を設けたのは、消極的要件を緩和したことによりラブホテルが容易に営業されてしまうことの制約を課すことが必要であることも理由の一つではないか。

事務局：委員の指摘のとおりである。確かに、積極的要件の内容が、主に宿泊等施設の外観面の規制であることに間違いはないが、積極的要件を置く本来の目的とは、委員が述べられているように、簡易宿所が開設されやすくなるために消極的要件の適用が一部除外されることによる規制手法の補強、つまりこれまでの規制の質を落とさないということである。よって、その目的に基づき、従来の規制には外観面がほとんど無かったため今回主に外観面の規制を加えるということである。実際に、前回の令和2年1月27日の第7回審議会の冒頭において、積極的要件の設置趣旨として、「いわゆる積極的要件の追加であるが、これは、先程の消極的要件の一部適用除外をすることで、規制の質を落とさないために置くものである。これらの多くが、外観に関するものですが…」という説明をしている。答申案の文案が目的を取り違えたものとなっており、申し訳ない。したがって、「1 ラブパチ条例の改正の理由及び趣旨」の単元の下から6行目から4行目の部分(答申案3ページ)及び「2 改正案」「(4)積極的要件の追加」の単元(答申案6ページ)において、積極的要件を置く本来の目的を明示するよう修正させていただきたい。

委員：答申案6ページの「2 改正案(4)積極的要件の追加」について、積極的要件にある、出入口から客室までの通路に、従業者と面接(直接の面接に限る。)をしないまま客室に入ることができる場合、になっている。答申案10ページの「3 当審議会からの意見及び要望(2)従業者と宿泊等の客との面接について」から前回の令和2年1月27日の第7回審議会から後に新型コロナウイルス感染症が全世界に広がり、国がテレワークの推進を図る中、感染拡大の防止の観点からは前回の審議会から全世界の状況や考え方が急変している。現に今、書面通知会議を行っているのが正に物語っている。そこで、従業員と宿泊等の客との面接を「直接の面接に限る。」としているのが、宿泊施設無人化の防止を目的としたものであれば、同一建物内のICT利用のチェックイン、チェックアウト時の「面接」を認めるべきと考えるがいかがか。この規定があると、感染症対策で簡易宿所の開業に二の足を踏む事業者もいると思うが、いかがか。

事務局：積極的要件の表の「出入口から客室までの通路」の項目において、「従業者との面接」を「直接の面接」に限定した理由は、仮に無人運営の宿泊施設が開設された場合に、周辺住民が騒音等のトラブル発生に不安感を抱くことがあると思われ、その安心(周辺住民が苦情等を述

べる相手が居ること、トラブル発生時の早急対応が期待できること等)の確保のために、少なくともチェックイン及びチェックアウト時には従業者に宿泊施設内に居てもらうように考えたことにある。委員の意見にあるように、世界規模の新型コロナウイルスまん延により、ここ4カ月で状況は一変しており、緊急事態宣言は解除されたものの、当分の間、宿泊等施設に限らず、全ての施設において感染防止の措置を講ずる必要があると思われる。委員提案の内容は、面接手法でICT(情報通信技術)を導入しながらも従業者が宿泊等施設内に居ることであるから、先程述べた、周辺住民の安心が確保されていると認められれば、認める方向で考えている。ただ、現行の積極的要件の表では、「(直接の面接に限る。)」と記載されているため、このままではそのような運用ができないこととなる。その運用を可能にするためには、例外規定(ただし書、除外規定等)が必要となるが、その運用内容を具体的に記すことは難しい。しかし、少なくとも、例外的な運用が可能となる条文を追記することは可能と思われるため、検討させていただく。

委員 : (4)ラブホテルに該当するとされる積極的要件の駐車場に関する項目について、“次の風営法上の車庫のいずれかに該当する場合”とされ、②宿泊等施設の出入口が、車庫の車両の出入口に限定される場合となっている。この項目に該当と思われる風営法上の車庫とは、“宿泊施設の出入口”ではなく、“客の宿泊に供される個室の出入口”ではないか。中小規模の敷地に計画する場合、車庫に面する外壁に施設の出入口を有する計画をせざるを得ない場合が多くある。簡易宿所を開設しやすくさせるための改正という趣旨から、“施設の出入口”とするなら、例外規定を設けるのが望ましいと考えるがいかがか。

事務局 : 積極的要件(答申案6~7ページ)の表の駐車場の項の①から③までの要件は、いずれも、「風営法上のラブホテル」の構造要件の一つである自動車車庫の3要件(風営法施行令第3条第2項各号(第1号から第3号まで))を採用している。「②宿泊等施設の出入口が、車庫の車両の出入口に限定される場合」は、風営法施行令第3条第2項第2号に相当するが、委員は、同号の条文を読んだ上で「客の宿泊に供される個室の出入口」と述べられていると思われるが、委員の意見のとおりであり、風営法施行令第3条第2項第2号の条文を素直に読むと、車庫と個室(客室)の位置関係が、同項第1号のような「接続」(答申案の①では「接着」という表現にしている。)でなく、「近接」であり、また、車庫に面する外壁又はその外壁に隣接する外壁面に個室のドアがあるということが読み取れる。しかし、当課は、この字面どおりの解釈で本当に間違いがないかどうか非常に不安に思った。その理由は、通常の宿泊等施設であっても、小規模なものなら、車庫内の客室方向へのドアと客室のドアが近接することはままあることであると思ったからである。車庫と客室が接着すること(①)及び車庫と客室との間に専用通路(その客室利用者以外の者が通行することがあり得ない通路)が設けられていること(③)は、元から疑義がなかった。そこで、風営法施行令第3条第2項第2号の条文を実際にどのように運用しているのか、令和元年9月2日に、風営法を所管する兵庫県警本部生活環境課に問い合わせたところ、同課の担当者(警部補)は、当課の疑問を理解した上で、「風営法施行令第3条第2項各号の条文は、正直分かりにくい表現であり、警察現場で

も運用に苦勞することがあるが、車庫内の客室に向かう出入口と個室のドアの位置関係が、「接続」でなくある程度離れていることは間違いない」「ただ、同号の「近接」がどの程度であるかは明白でない」「結局風営法施行令第3条第2項第2号の運用については、車庫からでないと客室には入られない状況（客室を出て施設外に出るためには一旦車庫に入らざるを得ない状況）を想定している。つまり、その宿泊等施設の出入口が車庫の車両出入口に限られているということである」との回答であった。当課は、この兵庫県警の回答を受けて、当審議会の資料及び本答申案において、風営法施行令第3条第2項各号の条文をそのまま書くと非常にわかりにくいと考えたため、分かりやすさを最優先に、特に②では、警察の運用内容をそのまま記述した。今後改正条例の施行後は、当課は、通常の宿泊等施設を開設する事業者に対しては、車庫と客室との位置関係について、風営法施行令第3条第2項各号のいずれにも該当しないよう指導し、特に、屋根付きの車庫を設ける場合、その出入口以外の出入口（玄関）をしっかりと設けることを求める予定である。この点について理解いただきたい。

委員：コロナ対応で直接の対面を避けるのは「対面していること」がより危険を増すからであって、これについては、対面する場所での透明カーテンやフェイスシールド、十分な換気、十分な離隔距離等で回避できると考えられているのかもしれない（医学系のアドバイスが必要）。そのため、ホテルの従業員とICTによる面接によって、直接の面接をしない状況は直接の対面をしないことによって生じる危険や課題、及びその周辺住民がもつ不安との衡量で検討されるべきで、その要件について附帯のものをつけるのがいいように思うがいかがか。個人的には直接の対面を経ないチェックインについては、コロナなどの感染症の回避について十分に検討した上で、当該チェックインによって起きる他の課題に対しても十分に慎重に、と考える。

事務局：これについて、先程の質疑に対し、新型コロナウイルス対策等としてのICT導入を条件付きで認める旨を回答したが、他の委員の中にも、その条件（要件）があまり厳格でないとの印象を持たれた方が多かったかもしれない。そうであれば、当課の説明不足であり、おわび申し上げる。先程の質疑に対し回答したように、新型コロナウイルス等の全国規模の感染症がまん延する中で、ICT導入は、少なくともチェックイン及びチェックアウト時に同一施設内に従業員が控えていることを一つの条件とするが、当課が申し上げたかったことは、やはり「直接の面接」が大原則であるため、そのようなまん延時であっても、「直接の面接」により難しい特別な事情が必要になるということである。現在、店舗、事務所、官公庁等のあらゆる現場で人との直接の対面が必要となるものにおいては、窓口ではビニールカーテン等が施され、従業員がフェイスシールド等を付けて業務が行われている。この措置で感染予防が十分であるかどうかは分からないが、このような現状を踏まえれば、ラブパチ条例においても、「直接の面接」が原則となっている以上、玄関帳場又はフロントでも、事業者にこのような措置をとっていただく必要があると考える。しかし、これにより難しい場合が発生することも考えられるため、何らかの除外規定を設けておく必要があると考える。そこで、別添のとおり、積極的要件の表の「出入口から客室までの通路」の項目の修正案及び運用条項案（たたき台）を作成

したので、ご覧いただきたい。本件の ICT 導入の要件は厳しいものとなっているが、原則が「直接の面接」であるためやむを得ないと考える。なお、消極的要件により、玄関帳場又はフロントの設置が要件となっているが（答申案 5 ページ及び 12 ページ）、本件のように、ICT 導入を限定的に認めたとしても、玄関帳場又はフロントの設置の免除は考えていない。いずれにしても、現時点で運用条項は確定したものではないため、今後、これまでの審議会での意見や今回の意見を踏まえた内容にしていきたい。

委員：答申案 5 ページの「2 改正案(3)所定の構造等の改正」の中の、サテライト方式簡易宿所の扱いについての質問である。特定簡易宿所の中でも、サテライト方式簡易宿所の拠点については、玄関、玄関帳場又はカウンター式のフロント、ロビー及び応接室又は談話室に関して、要件及び技術基準を課すとある。これは、上記の 3 つの項目に関しては、特定簡易宿所の消極的要件の適用の一部除外から外れるということであっているか。もし外れるならば、それはなぜか。

事務局：委員の質疑の趣旨は、おそらく、特定簡易宿所で消極的要件の 3 項目（玄関、玄関帳場又はカウンター式のフロント、ロビー及び応接室又は談話室）についてそれぞれ一部適用除外等がされるが（答申案 5 ページの表の当該各項目の①）、サテライト方式簡易宿所では、その拠点建物に対して、その一部適用除外等がされた要件を効かせるのか、それともその一部適用除外等がされる前の要件（現行の要件）を効かせるのか、どちらであるのかということと思う。結論として、その拠点建物に対して、その一部適用除外等がされた要件を効かせるということになる。そのため、サテライト方式簡易宿所の拠点建物については、「特定簡易宿所の消極的要件の適用の一部除外から外れる」ということにはならない。答申案 5 ページの表の各①の記載内容では、読み取り難い点（本来の趣旨と異なる趣旨で読み取られる可能性）があるかもしれない。申し訳ない。分かりやすい書きぶりになるよう検討させていただく。

委員：運用条項案（たたき台）の中で、玄関帳場又はフロントが存在する場所が著しく狭小であるため従業者と宿泊等との間で十分な離隔距離を確保することができないこと～感染予防のための措置がなお十分でない～とあるが、そうすると、わざとフロントを狭く作ったりすることがあるのではないか。常時鮮明な画像の機能を有する映像カメラ等を利用して宿泊客等の本人確認、出入りの状況の確認等を行うこととあるが、映像が鮮明でも客がそのカメラに顔を向けなければ（顔を隠すものを着用している等）意味がないのではないか。

事務局：当該項目において、「従業者との面接」を「直接の面接」に限定した理由は、先程も述べたが、仮に無人運営の宿泊等施設が開設された場合に、周辺住民が騒音等のトラブル発生に不安感を抱くことがあると思われ、その安心（周辺住民が苦情等と述べる相手が居ること、トラブル発生時の早急対応が期待できること等）の確保のために、少なくともチェックイン及びチェックアウト時には従業者に宿泊等施設内に居てもらうよう考えたことにある。しかし、ある委員から、今後の新型コロナウイルスのまん延の継続性をにらみ、感染防止の目的から

同一建物内での ICT 利用による面接も認めてはどうかという提案があり、これに対し、当課は条件を付けて認める方向で検討する旨を回答した。この当課の回答に対し、別の委員からは、直接の対面を経ないチェックインについては、直接の対面にした場合のコロナなどの感染症の回避について十分検討した上で直接の面接をしないことによって起きる他の課題に対しても十分慎重に、との意見をいただいた。そこで、当課は「直接の面接」を大原則としながらも、感染症がまん延し、「直接の面接」により難い特別の事情が発生する場合も考えられることから、何らかの除外規定を設けておく必要があると考え、修正案及びその運用条項案（たたき台）を作成したところである。とはいえ、委員の意見は、周辺住民の安心等を考えたときに、当然のことである。感染防止策は、一般的に「3密」の回避の原則から、換気、対人との距離、会話等がポイントとなるが、この換気については、建築基準法及び旅館業法で一定義務付けられており、距離、会話等については、至るところでビニールカーテン等で措置が講じられているのが現状である。これと植田委員の意見を踏まえると、当課が出した運用条項案1（2）は、少し問題があると考え。そこで、当該項目（答申案6ページ〈積極的要件〉の表4つ目の項目）について、

- 1 当初の答申案のとおり「従業者との面接」は「直接の面接」に限定すべきである。
  - 2 運用条項案（たたき台）のとおり、「直接の面接」を大原則としながらも、それにより難い特別の事情を考慮し、何らかの除外規定を設けておく必要がある。
- のいずれが適当か、1、2以外の意見（例えば運用条項案の内容について）でも結構であるため、委員の意見を伺いたい。

委員：2で回答する。その理由は、

1. 答申案2ページ「はじめに」に、「近年は、インバウンド客、国内旅行者等が増加して全国的に宿泊需要が高まり、令和7年には大阪・関西万博も控えていることから、それに対応すべく市内の宿泊機能の強化が喫緊の課題となっている。」と記載されている。国際的な感染症対策の基準が見通せない中、この感染症の広がりや人と接する事の不安に対する対応として今後、「直接の面接」により難い特別の事情をせめて感染症が収束するまで限定的でも設けるべきと思う。いつ、感染症が収束するのか見通せない中、先駆的に取り入れられないのであれば、やはり宿泊事業者は、本市での開業に二の足を踏むものと思われる。
2. 答申案2ページ「はじめに」に「この事態はいずれ収束し、インバウンド客等の数及び宿泊需要は徐々に回復してくると思われるため、その時を見据えて、市内の宿泊機能強化の環境整備としてラブパチ条例の一部改正を行っておく必要があると考えられる。」と記載されている。世界規模の感染症とは、上手く付き合いながら進めるべきと考える。本市も「ウイズコロナ」（ウイルスと共存し感染予防と市民生活の両立を図る）、将来的な「ポストコロナ」（今回の経験を次につなげていく）の掛け声の下、施策を進めている最中である。世界中からのインバウンド客をターゲットとするなら宿泊者や従業者の不安も取り除くべきと考える。
3. 今回、「面接」項目が原案で決定した後、改めて再検討する場合、再度本審議会に諮らなければいけないと伺っている。何度も審議を重ねるので時間的にタイムリーに対応が難し

くなると思われる。

4. 同一建物内にてお互いに映像を通じたカメラ越しの面接のため、周辺住民の不安や警察の指導等での懸念される事態にもすぐに対応できるものとする。

からである。

それに伴い、質問させていただく。

1. 積極的要件の「面接」の修正案及び運用案の運用条項(案)2の「市長が別に定める面接」について、常時鮮明な画像の画素数の規定を行う事や映像カメラ等の設置台数を複数台設置することを規定されてはどうか。
2. 答申案6ページ「2 修正案(4)積極的要件の追加」の<積極的要件>の表の5つ目の項目のフロント等について、「フロント等にカーテン等が取り付けられ、客との面接を妨げることができる状態にある場合」とあるが、この規定では、ビニールカーテンも設置できないと読み取れるが、いかがか。
3. 答申案6ページ「2 修正案(4)積極的要件の追加」の<積極的要件>の表の6つ目の項目の料金徴収の方法及び場所について、「客室内に設置されている機械設備で、宿泊等の料金を徴収する場合」とあるが、宿泊等の料金を徴収する場合、機械設備は、フロント及びフロント周りで行うことを認めることは可能か。

事務局 : 1つ目の質問については、例外的に ICT を条件付きで認めていることが前提となるが、映像カメラは、少なくとも宿泊客の顔及び宿泊客の人数を把握することができ、音声機能を有することが必要になると考える。そのためには、撮影対象、画素数等の機能、台数その他の要件が必要になると思われるが、例外的に ICT を条件付きで認める場合は、おそらく修正案の括弧書で対応することになる。あくまで ICT 導入は例外的な措置であるため、現時点で、ICT 自体を条例又は規則に明記することは考えていない。そのため、これに映像カメラの要件を付記することは難しい。そうすると、運用条項で対応することになる。

2つ目の質問については、カーテン等の設置の項目は、風営法におけるラブホテルの施設要件の一つとなっており(風営法施行令第3条第1項第2号ニ)、それをラブパチ条例で採用しようということである。つまり、フロント等にカーテン等が付けられれば、それが常時閉じられて客との面接が妨げられ、フロント等の機能が失われ、宿泊客等がそのまま客室に向かうことが想定されるからであると思われる。しかし、これが感染防止対策を目的としたビニールカーテンであれば、面接が行われる前提であるため、この要件の適用は除外されることになる。

3つ目の質問については、料金徴収の機械設備の位置もカーテン等の設置と同様に、風営法におけるラブホテルの設備要件の一つとなっており(風営法施行令第3条第3項第2号ロ)、それをラブパチ条例で採用しようということである。風営法施行令では、「機械その他の設備であって、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの」と記されているが、実際の警察による運用では、客室内に配備されている料金徴収機械設備(料金を支払った後開錠されるもの)を対象にしているということである。警察は、他の構造及び設備と異なり、客室内の料金徴収機械設備を最重要視しており、風営法第27条第1項の規定による営

業の届出の中での重要な届出事項として、事業者に厳しく求めているとのことである。これらを踏まえて、ラブパチ条例の積極的要件では、この警察の運用に合わせて「客室内に設置されている」と明記してみた。よって、質疑の「フロント」又は「フロント周り」に料金徴収機械設備を置くことは、問題ないということになる。ただし、玄関帳場又はフロントを設け、面接は行っていただくということになる。

委員：2で回答する。「直接の面接」を大原則とすべきと考えたのは2つある。1つ目は、周辺住民の安心の確保ができることである。2つ目は、地域に寄与した業者は宿泊者とのコミュニケーションを重視している傾向にあり、そのような業者が増えてほしいと考えたからである。その上で、「直接の面接」に限定しなくても良いのではと考えたのは以下のとおりである。

・選択肢を多様にしておいた方がいいのではと考えたため

ルールを厳格化してしまうと特定の事業者しか参入できなくなったり、質の高い事業者(地域住民と宿泊客をつなぐような地域に寄与した業者)の参入まで阻止してしまったりするのではと考えたためである。

・安心の確保ができると言えるため

直接の面接を行う理由を、「仮に無人運営の宿泊等施設が開設された場合に、周辺住民が騒音等のトラブル発生に不安感を抱くことがあると思われ、その安心(周辺住民が苦情等を述べる相手が居ること、トラブル発生時の早急対応が期待できること等)の確保のため」とある。これを踏まえ、運用条項(案)に記されているように、建物内に担当者がいるといった、何か起きたときに従業者がすぐに対応できる状態ならば、安心の確保ができるのではないかと考えたためである。

委員：1に賛成である。コロナのような事態が起きたとしても対応策はあると思う。周りの住人の方の安心安全を一番に考えていただきたいと思う。2となる場合には、除外規定を設ける時に、逃げ道を作るような文面にならないように規定していただきたいと思う。

委員：前回、積極的要件を付加するのは、消極的要件を緩和することにより、規制の質を落とさないようにするためであると回答いただいた。とすると、「従業者との面接(直接の面接に限る。)」についても、容易にラブホテルを営業させないための規制であると思う。同様に、「フロント等」「料金徴収の方法及び場所」の規制についても、従業者との直接の面接を前提としているものと考えられる。資料「ICTを活用した画像による面接について」(令和2年1月27日付)によれば、面接を必要とする理由は、面接をしないままの入室が現代のラブホテルの主な特徴の一つであるからとし、風営法の観点からもラブホテルに該当するかは「面接」の有無が重点となっているとされている。そこでICTを活用するとラブホテル化への抑止力が低下する、兵庫県警の運用とラブパチ条例でねじれ現象が生じるとの見解が記されている。また、当該資料には、騒音等のトラブルがあった場合に、即対応ができないことがあるためということも記載されているが、主眼は上記の点にあるのかと思う。そうすると、今回の条例の趣旨は、簡易宿所の開設をさせやすくはしたいが、ラブホテルが容易に営業できないように規

制もかけたいということだと理解されるので、当初の答申案のとおり、「従業者との面接」は「直接の面接」に限定するということが良いと思う。除外規定について、

1. 一般のホテルや旅館では今回のような感染症のまん延が起きた場合であっても ICT の利用はできないので直接の面接による対応を取らざるを得ないと思うが、ホテルが直接面接している場合に、簡易宿所に限っては「直接の面接により難しい特別の事情」ありと判断するのか。
2. 今回の感染症では、様々な職種で営業を自粛しており、簡易宿所だけ営業を容易にする措置をあえて取るべきか。
3. 感染症まん延時には、外出が自粛されるので宿泊施設を利用することもあまり考えられないと思うが、除外する必要性があるのか。

以上、個人的には、必要性の観点、政策的な観点、判断の困難性から不要ではないかと思う。なお、感染症以外の事案を予測して除外規定を設けておく必要性があるのであれば、具体的な事案等教えていただきたい。

事務局 : 1つ目の質問については、前回会議（令和2年1月27日）での冒頭説明及び先程の委員の質疑に対する当課の説明の拙さによるものだったと思われる。改めて正確に申し上げたいのは、当課は、積極的要件の新設の目的が、「簡易宿所が開設されやすくなるために消極的要件の適用が一部除外されることによる規制手法の補強（これまでの規制の質を落とさない）」ということ」と説明したが、この趣旨は、この積極的要件を、特定簡易宿所に限らず、ラブパチ条例の規制対象となる宿泊等施設の全部に適用させるということである。すなわち、特定簡易宿所に限り消極的要件の一部の適用除外等を行うことで、その補強をすることは事実だが、外観等の規制も重視されることから、この際他の規制対象の宿泊等施設（旅館・ホテル）も含めて積極的要件を設けるという意図であった。当課は、別の委員の質疑を契機にたたき台として修正案及び運用条項案を作成したが、これも、ラブパチ条例の規制対象となる宿泊等施設の全部を対象としたものである。そのため、修正案の「直接の面接により難しい特別の事情」の適用が特定簡易宿所に限られるようなことはまず無い。

2つ目の質問については、1つ目の質問に対する回答で述べたように、積極的要件は、特定簡易宿所に限定されていないので、仮に例外的に ICT を条件付きで認める場合に、特定簡易宿所に限り適用させることはまず無い。

3つ目の質問については、作成した修正案に係る運用条項は、たたき台であってももっと精査すべきであると叱られても仕方ない状態であるが、当該運用条項1(1)をそのまま読めば、ウイルスが全国的にまん延していると言われる間は、確かに宿泊業界は事実上停止状態になっているだろうから、修正案の括弧書を適用する機会はほとんど無いと思われる。委員の意見のとおりである。直接の面接が大原則でありながらも、「修正後」の括弧書のような条文の設置が必要とされるならば、運用条項1(1)の書き方も含め、内容を見直さなければならないと考える。

4つ目の質問については、現時点では、感染症以外の事案を想定することはできていない。

以上